

# 平成29年11月診療分から **中能登町** 子どもの医療費が窓口で無料になります

中能登町では、平成29年11月診療分より、子ども医療費受給資格登録のある子ども（0歳から18歳になった最初の3月31日まで）が石川県内の医療機関（保険医療機関、保険薬局）で受診した場合、保険適用分の医療費が窓口で無料になります。

平成29年10月までの領収証は、従来通り診療月から1年以内に役場窓口へ申請すれば助成されます。

## 助成方法

医療機関の窓口、「中能登町子ども医療費受給資格者証」と「健康保険証」を提示する。

- \* 入院など医療費が高額になる場合は、「限度額適用認定証」の提示もお願いします。
- \* 窓口無料化に対応していない医療機関もあります。事前に医療機関に確認してください。
- \* 保険適用外の医療費や、入院時の食事代等は助成対象外です。

## 次の場合は、窓口で無料になりません

- ・ 受給資格者証を医療機関の窓口で提示しなかったとき
- ・ 窓口無料化に対応していない県内の医療機関を受診したとき
- ・ 県外の医療機関を受診したとき
- ・ 整骨院・接骨院・鍼灸院・訪問看護で受診したとき
- ・ 他の公費負担制度の適用を受けるとき  
（養育医療・育成医療・小児慢性特定疾病医療など）
- ・ 治療用補装具を作ったとき

## 医療費助成を受けるには

医療機関窓口で支払い、従来どおり、役場窓口へ領収証を添えて1年以内に申請してください。



## 学校・保育所等でケガをしたとき

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先されます。

受給資格者証を使用せずいったん医療機関窓口で医療費を負担いただき、学校・保育園等へ報告し全ての領収証を提出し手続きをお願いします。

## ご注意ください

- ・ 受給資格者証は、18歳まで使用することとなります。変更等がない限り更新しませんので、大切にお使いください。
- ・ 氏名、住所、健康保険証等に変更が生じた場合は、役場へ届出が必要です。
- ・ 町外へ転出される場合は、受給資格者証を返還してください。

◎「乳幼児、児童及び生徒養育医療費受給資格証」は役場へ返却いただくか、細断し破棄をお願いします。◎

◎ この制度は税金でまかなわれています。適正受診にご理解とご協力をお願いします。◎

問い合わせ先 中能登町保健環境課 TEL 0767-72-3129

